

第48 ドライコンテナによる危険物の貯蔵

(令和4年12月13日消防危第283号)

1 ドライコンテナによる危険物の貯蔵に係る運用

ドライコンテナにより危険物を屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合は、以下の要件を全て満たすこと。

- (1) ドライコンテナは、輸送するために危険物を収納したもので、輸送途上（貯蔵及び運搬の間）であって、かつ、常時施錠されており、容易に解錠して危険物を出し入れすることができないものであること。
- (2) ドライコンテナ内に収納している危険物について、危険物規則第44条第1項各号に定める表示を当該ドライコンテナの外側の見やすい箇所に行ったものであること。

2 設置許可等に係る留意事項について

(1) 設置又は変更許可申請時の確認事項について

ア 危険物の品名及び数量については、想定される全ての品名及び最大数量とすること

イ 既設の貯蔵所の場合は、既に許可を受けている危険物の品名及び数量の範囲内であれば変更許可等の手続きは要しないこと。

なお、ドライコンテナを置くことで当該範囲を超える場合は、貯蔵所の位置、構造及び設備について変更が生じる可能性があることに留意すること。

ウ 予防規程を定める必要がある場合は、予防規程にドライコンテナによる危険物の貯蔵等について定めること。

(参考) 予防規程記載例

第〇条 ドライコンテナによる危険物の貯蔵等

ドライコンテナにより危険物を貯蔵する場合は、次によることとする。

- (1) ドライコンテナは、それ自体を輸送することを目的として保管しているものであり、倉庫として物品を出し入れする等の目的外使用はしないこと。
- (2) ドライコンテナは常時施錠され、貯蔵所内で開封することがないこと。
- (3) ドライコンテナを積み重ねる場合は、同じ類の危険物を収納するものに限ることとし、かつ、地盤面からコンテナの頂部までの高さが6メートルを超えないこと。
- (4) ドライコンテナ外部の見やすい箇所に、同コンテナ内に収納している危険物の品名、危険等級、化学名（第4類で水溶性のものは化学名及び「水溶性」）、数量及び危険物に応じた注意事項（「火気厳禁」、「禁水」等）の表示が行われていること。
- (5) ドライコンテナを複数置く場合は、相互間に点検等のための間隔を設けること。

なお、予防規程制定対象において本運用を適用する場合は、運用前に認可を

受けることとし、予防規程制定対象外の施設については、事前相談の上、指導した事項をOAシステム上に記録をしておくこと。

(2) 貯蔵に係る留意事項について

ア ドライコンテナを積み重ねる場合は、同じ類の危険物を収納するものに限ることとし、かつ、地盤面からドライコンテナの頂部までの高さが6メートルを超えないこと。

イ ドライコンテナの外側に行う表示は、品名ごとに表示を行うこととし、収納する危険物が同一の品名のものについては重複した表示とすることを要せず、その数量については当該ドライコンテナ内の数量の内訳を記載した上で合算した表示とすることで支障ないこと。(別図参照)

なお、各表示の大きさは、横書きの場合は縦30センチメートル以上×横60センチメートル以上とし、縦書きの場合は縦60センチメートル以上×横30センチメートル以上とすること。

ウ ドライコンテナに収納される場合であっても、屋外貯蔵所に保管できる危険物については、危険物令第2条第7号によること。また、引火性固体(引火点が21度未満のものに限る。)、第1石油類又はアルコール類を貯蔵する場合は、危険物規則第24条の13によること。

エ 本運用の適用にあたり、危険物令第23条の特例を適用する場合は、予防課と協議すること。

3 その他

(1) 立入検査時等におけるドライコンテナ内の危険物の品名及び数量の確認については、当該ドライコンテナ外部の表示や設置者の保管する資料で確認することで支障ないこと。

(2) 1によらない事実が認められた場合は、適切に貯蔵するよう指導すること。

なお、指導に当たり疑義が生じた場合は予防課と協議すること。

(3) 危険物告示第68条の2の2に規定する鋼製のコンテナについては、当該コンテナを含めて容器としているため、本通知によらず屋外貯蔵所等へ貯蔵することができること。

危険物を収納したドライコンテナを屋外貯蔵所に貯蔵する場合の例

1 軽油をドライコンテナ（ドラム缶（10本））とドラム缶（10本）で貯蔵する場合の例

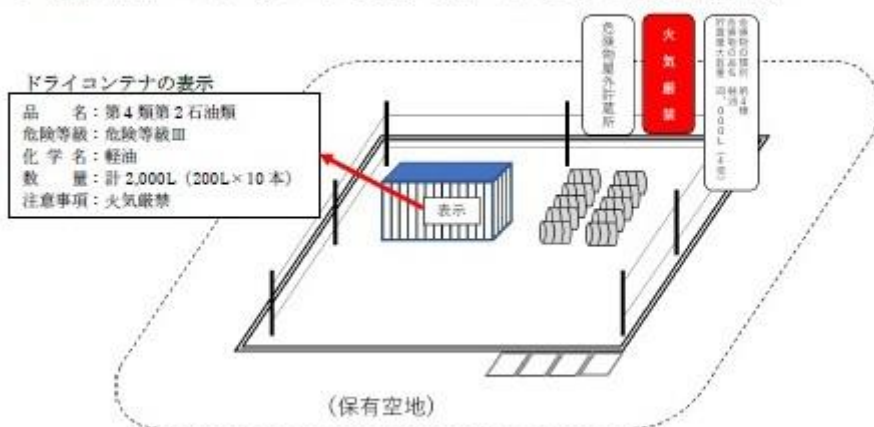


図1 屋外貯蔵所でのドライコンテナによる貯蔵のイメージとコンテナの表示例①

2 ドライコンテナにより軽油（ドラム缶（5本））とアルコール（20L×50缶）を貯蔵し、ドラム缶（10本）で軽油を貯蔵する場合の例

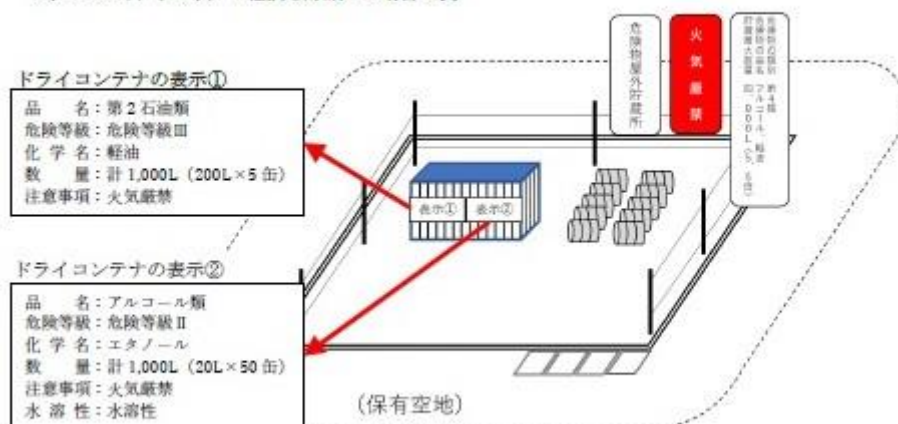


図2 屋外貯蔵所でのドライコンテナによる貯蔵のイメージとコンテナの表示例②